



Title	イギリスのヤングケアラー研究は貧困をどのように議論してきたか
Author(s)	亀山, 裕樹
Citation	教育福祉研究, 25, 57-70
Issue Date	2021-09-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/82712
Type	bulletin (article)
File Information	060-0919-6226-25.pdf



[Instructions for use](#)

イギリスのヤングケアラー研究は 貧困をどのように議論してきたか

亀山 裕樹

1. 本稿の目的

本稿の目的は、イギリスのヤングケアラー研究が貧困に関してどのような議論や言及を行ってきたかを検討することである。すなわち、イギリスのヤングケアラー研究において、ヤングケアラーとその家族の貧困や低所得に関してどのようなかたちで調査研究が展開され、何が議論されてきたのか、中心的ではないものの言及を行っている文献も含めて、整理を行う。

現在、家族を支えるために、家事やきょうだいの世話、介護、情緒的サポートといった過重なケアの責任や役割を担う子どもがいる。子どもが過重なケアを担うとき、教育や社会参加の機会に制約を受け、あるいは健康や発達に影響が生じる場合がある。このうち、特に病気や障害のある家族がいる場合にケアを担う子どもが、「ヤングケアラー (young carer)」と呼ばれ社会的注目を集めている。

ヤングケアラーを含むケアを担う子どもを議論する際、病気や障害のある家族員がいるかどうかにかかわらず、貧困を視野に入れる必要がある。ここでの貧困とは、直接的あるいは間接的に子どもにケアを促す要因の1つである、経済的資源の不足を意味する¹⁾²⁾。別稿にて検討したように(亀山 2021)、ヤングケアラーに関する先行研究の知見に基づけば (Keith & Morris 1995; 森川 2008; 澁谷 2012)、子どもがケアを担う構造に貧困が深く結びついていることが示唆される。すなわち、貧困やひとり親など経済的・時間的資源が不足しており、かつ、場合によっては追加的なケアニーズのある家族状況において、ケアの担い手が就労

などにより不足し、子どもがケアを担うという1つの経路を仮説的に考えることができる。このような仮説のもとで、ケアを担う子どもとその家族の貧困経験や資源のやりくりについて、今後検討を深めたいと考えている。具体的には、子どもと家族がどのように貧困を受け止め対処しようとし、資源のやりくりを含む生活実践のなかでいかにして子どもがケアを担うのかに関心がある。

ケアを担う子どもと家族の貧困経験について検討を深めるためには、イギリスのヤングケアラー研究が参考になると考えられる。ヤングケアラーは、1980年代イギリスにおいて最も早く取り上げられ、議論の蓄積がある。これまでの日本のヤングケアラー研究においても、イギリスの研究動向がしばしば参照されてきた。日本に初めてヤングケアラーを紹介した三富による一連の研究(三富 2000; 三富 2008; 三富 2010; 三富 2016)に加えて、後述のラフバラ大学ヤングケアラー研究グループによる2003年全国調査の検討(柴崎 2005)、ヤングケアラーに関する法律の展開の検討(澁谷 2017)、精神障害のある親をもつ子どもについての文献検討(森田 2013)などが挙げられる。しかしながら、日本では貧困の視点を抜け落としやすい議論の組み立て方が取られていたこともあり(亀山 2021)、ヤングケアラーの貧困に関してイギリスにおける議論が参照されることは少ない。またイギリスの文献をみても、ヤングケアラーの貧困に関して十分に整理を行っているものは管見の限り見当たらない。

そこで本稿では、イギリスのヤングケアラー研究が貧困に関してどのような議論や言及を行ってきたかを検討したい。

2. イギリスにおけるヤングケアラー研究の起り

(1) 1990年代までの研究文脈

Becker et al. (1998) の整理によれば、1990年代までのヤングケアラーにかかわる研究は、次の3つの文脈に整理できる。

第1に、1950年代前半に始まる医学的研究である。これらの主な研究関心は、病気や障害に伴う、子どもを含む家族への影響にあった。病気や障害のある家族員がいる家庭での役割パターンの変化、特に、子どもが追加的な責任や役割を引き受けることによる影響に焦点を当てた研究が取り組まれた。研究の視点として、初期は障害の医学モデルに基づいていたが、1980年半ば頃から、病気や障害にとどまらないほかの変数の重要性を指摘する研究が見られ始める。

第2に、1980年代後半から1990年代前半にかけて登場した、いわゆる「ヤングケアラー」の研究である。主な研究関心は、病気や障害のある家族員がいる家庭でのケアラーとしての子どもにあった。能力のある社会的主体としての子ども、および、彼らが家族生活のなかでどのようにケアラーとしての責任や役割を経験するのかに焦点を当てており、子ども／ケアラーの権利の視点に依拠している。

第3に、1970年代後半に始まる、障害の社会モデルに基づく研究である。主な研究関心は、障害者の権利とニーズ、および差別と排除を含むディスアビリティの経験にある。詳細は後述するが、1990年代半ば以降ヤングケアラー研究に対して直接的な批判を加えた研究がここに含まれる。障害者の権利の視点や障害の社会モデルに依拠し、上記の医学的研究における障害の医学モデルと、ヤングケアラー研究における子ども／ケアラーの権利の視点を批判した。

(2) ラフバラ大学ヤングケアラー研究グループ

このうち本稿では、ヤングケアラー研究、および障害の社会モデルに基づく研究からの批判を中心に取り上げる。ヤングケアラー研究について

は、1992年に発足したラフバラ大学ヤングケアラー研究グループ (Young Carers Research Group: YCRG) 所属の、S. Becker、C. Dearden および J. Aldridge による調査報告を中心に整理する。

ラフバラ大学ヤングケアラー研究グループは1993年から2000年代半ば頃まで数多くの研究を提示し、ヤングケアラー研究の早期に重要な役割を果たすとともに、その後の研究を先導した。ケアを担う子ども15人を対象にその経験を調査した1993年の報告 (Aldridge & Becker 1993a) は、多くの調査項目を設けて包括的・体系的な整理を行ったという点で画期的であり (三富 2000)、さらなる研究の発展を促し政策決定にも影響力をもったと評価されている (Becker et al. 1998: 19; Morris 1997: 134)。このほかに、1995年、1997年、2003年の合計3回にわたって取り組まれた一連の全国調査が知られている (Dearden & Becker 1995; Dearden & Becker 1998; Dearden & Becker 2004)。2010年代に入ると、同研究グループのメンバー間での共著の文献がほとんど見当たらなくなるが、その後も Aldridge や Becker はそれぞれほかの研究者らとともに調査研究に取り組み、イギリス教育省に提出された調査報告 (Clay et al. 2016; Cheesbrough et al. 2017) や、ヤングアダルトケアラーについての調査報告 (Becker & Becker 2008; Sempik & Becker 2014) など、重要な知見を提示している³⁾。

また、詳細は後述するが、彼らの調査報告の多くでヤングケアラーの貧困や低所得が指摘あるいは示唆されている。貧困に関してどのような議論や言及がなされてきたかを検討するという本稿の目的に照らしても、中心的に取り上げる意義があると考えられる。

3. 貧困に関する議論や言及の検討

(1) Aldridge & Becker による初期の調査報告

先に簡単に紹介したが、ヤングケアラー研究は、主にラフバラ大学ヤングケアラー研究グループによって先導されてきた。イギリスにおける初期の

ヤングケアラー研究のなかで、特に重要な役割を果たしたのが、Aldridge & Becker (1993a) による調査報告である。Aldridge らは、ノッティンガムにてケアを担う子ども 15 人を対象にインタビュー調査を行い、子どもが担うケアのタスクや責任、ヤングケアラーのための支援ネットワーク、ケアの影響、表明されたニーズなどについて検討した。

貧困についてみると、初期の研究である Aldridge & Becker (1993a) においてさえ、貧困や所得の不足が「ヤングケアラーの選択の権利へのアクセスに影響を与える要因」(Aldridge & Becker 1993a: 16) として指摘されていた。すなわち、「この要因は金銭であり、ほかのどの外的要因よりも子どもがケアを担うことの現実に影響を与えている」(同上: 16)。なぜなら、「彼らの家族は単一の賃金か社会保障給付に頼って生活し、また子どもたちは家族の所得に貢献できず、それゆえ、金銭の不足が彼らに強い役割を引き受けるのを拒むこともできなかった」(同上: 16)。

ただしこの時点では、Aldridge & Becker (1993a) が囲み記事のなかで貧困や所得の不足を扱ったことから窺えるように、ヤングケアラー研究のなかで貧困が積極的に論じられたわけではなかった。ところが後述するように、1990年代半ば以降、貧困や低所得はヤングケアラーにかかわる重要な要因として取り上げられてゆく。

(2) 「障害者の権利」の視点からの批判と応答

1990年代半ば以降、障害のある親あるいは障害者の権利の視点を支持する立場から、ヤングケアラーについて批判が加えられた。これらの批判に始まる一連の議論の応酬を経て、一定のコンセンサスが形成され、ヤングケアラーの枠組みは一部修正されることとなる⁴⁾。

批判の主な背景には、メディアや学術研究における、ヤングケアラーや障害のある親の表象をめぐる課題があった (Keith & Morris 1995)。ヤングケアラーに対するメディアの関心は大きかったが、一方では「小さな天使たち (little angels)」などの叙情的なラベルでヤングケアラーが描かれ、

障害のある親に非難が向けられることがあった (Keith & Morris 1995; 三富 2008)。また、Aldridge らの初期の学術研究も、ヤングケアラーを被害者的に、また障害のある親を加害者的に表象する部分がみられた (Olsen & Parker 1997: 127)。例えば Aldridge & Becker (1993b) では、子どもがケアを担い始めることはしばしば暴力的で、ヤングケアラーはケアの専門職やほかの家族からネグレクトされており、ケアをして罰せられていると表象されている。

加えて、Becker et al. (2000) によれば、ヤングケアラーに関する研究や政策が発展したのに対して、障害のある親に関する政策はほとんど発展してこなかったという偏りがある。言い換えれば、自治体がヤングケアラーの存在を認め支援を計画している一方で、一部の自治体は問題が解決したと感じており病気や障害のある親への子育て支援をほとんど行っていなかった (Becker et al. 2000)。

このような状況に対する批判として、障害のある親の子どもたちをケアラーという枠組みで捉えることは、障害のある親にとって子どもに不適切な援助を求めざるを得なくさせる貧困や支援の欠如を隠蔽し (Olsen 2000)、障害のある親を弱体化させることになる (Keith & Morris 1995) と指摘された。

ここで本稿の目的に照らして注目すべき点は、これらの批判が障害の社会モデルに依拠し、子どもがケアを担うことは、貧困やひとり親という家族構成、支援サービスの利用可能性などに起因するのであり、病気やインペアメントに直接関連するわけではないと主張されたことである。すなわち、子どもに支援を求めざるを得ない状況に家族を追い込む「病気やインペアメントそれ自体よりも重要ないくつかの要因」(Keith & Morris 1995: 45) があり、Keith らはその筆頭に貧困を挙げている。病気や障害のある家族がいるとき、就労や稼働収入が制約され、より高い生活コストが生じる。さらにひとり親世帯では、ほかにケアを提供できる大人がいない。これらが低所得と結びつ

き、障害のある親は子どもに頼らざるを得なくなるという（同上：45-46）。Keithらはこのような理解のもとで、Aldridge & Becker（1993a）などの議論を参照しつつ、ヤングケアラー家族の貧困を視野に入れる必要を指摘している（Keith & Morris 1995; Olsen 1996; Olsen 2000）。

私はほかのところで、ヤングケアラー〔筆者注—原文では young career と記述されているが、young carer とみなし訳出した〕の論者たちは、障害のある親をもつ家族が直面する貧困と周縁化の状況を十分に理解してこなかったと論じた（Olsen 1996）。子どもがケアを担うことに関する研究に参加している家族の圧倒的多数は、物質的・社会的資源、フォーマル・インフォーマルな支援という点で、非常に不利な立場にある。（Olsen 2000: 392）

さらにこれらの批判のなかで、病気や障害のある家族員はいないが貧困などに応じて過重な責任や役割を引き受ける子どもとヤングケアラーとをどのように考えるかという、ヤングケアラー定義をめぐる論点が提示された。この論点の提示は、上に述べたような、ヤングケアラーの要因について病気や障害よりもむしろ貧困などを念頭に置く理解を基礎としていると考えられる。

Keith & Morris（1995）によれば、年下のきょうだいの送り迎えや定期的な家事を期待されるために、放課後の学校でのクラブ活動に参加できない子どもや、親の通訳のために学校を休む子どもがいる。また、家で生活を続けることを期待され、かなり重大な家族責任を引き受け、高等教育の選択に制約を受けている子どもがいる。このような制約は、子どもたちの社会的・教育的生活における一定の選択の権利が否定されていることを意味し、より子ども中心のアプローチでは重荷で搾取のみなされうる。それにもかかわらず、障害のある親の場合ばかりが非難を含む公的な議論の課題になるという。そのうえで、もし何かあるとす

ればだが、何のタスクや責任を子どもや若者に求めることを社会的に容認できないとみなすのかを確立することが重要であると指摘する（Keith & Morris 1995: 53-54）。

Olsen（1996）もまた Keith らと同様の立場をとっている。障害のある家族がいるほかに、大家族、ひとり親などの様々な要因で家事労働にひどく巻き込まれる子どもがいるが、注目の対象となるのは障害のある親をもつ子どもであるという（Olsen 1996: 42）。家事やケアのタスクに子どもが関わることについての妥当な水準を規定するためのコンセンサスがない状況で、ヤングケアラーというラベルの恣意的性質に注意すべきであると指摘し、以下の論点を提示している（同上：44）。

すなわち、ヤングケアラーとは身辺的ケアを提供する子どもだけを含むのか。そうであるなら、幼いきょうだいへの身辺的ケアと親や祖父母へのそれを何によって区別するのか。あるいは身辺的でないケアを含むなら、大家族で子どもが担う高度な家事の負担と、障害のある大人をもつ家族で子どもが担う高度な家事の負担とをどのように区別するのか。さらにいえば、貧困や失業、劣悪な住居、社会階級などの影響から、どのようにケアの影響を分離するのか（同上：44）。

これらの論点に対して、批判の主な相手であった Aldridge らは、部分的ではあるが次のように応答している。ヤングケアラーとほかの子どもを区別する可能性が高いのは、必ずしもほかの多くの子どもも担うような家事労働ではなく、①ケアを引き受けるにあたって選択の権利を行使する能力の欠如、および②トイレ、入浴、着替えなどの身辺的ケアの2点によるという。病気や障害のない親の子どもは、大家族やホームレスや人種差別を受けている家族の子どものいずれであっても、時間がかかり、学校生活や社会的活動といった子どもの生活を侵害し、精神的な影響を及ぼす、このような身辺的義務に従事しないだろうと述べている（Aldridge & Becker 1996: 66）。

この Aldridge & Becker（1996）による応答に対しては、必ずしも上述の2点の議論に対応した

かたちではないが、Olsen & Parker (1997) がさらに応答している。上述の2点に対応するかたちで整理すると、次のようになる。まず1点目の議論に対しては、①障害者のいる家族が子どもに高度の家事やケア責任を促しうるなら、なぜほかの家族でそうしないといえるのか、と批判する (Olsen & Parker 1997: 126)。すなわち、ほかの子どもであってもヤングケアラーと同様に、責任を引き受けるにあたって選択の権利を行使できないことがありうるという主張である。また2点目については、ケアを担うことが子どもに影響を及ぼさないと立場を取っているのではなく、むしろ、「ヤングケアラー」をほかのストレスの多い状況にいる子どもと比べて分析しなければ、新たな福祉カテゴリとしての「ヤングケアラー」の子ども期の喪失について議論できないという立場にあると Olsen らは述べる (同上: 125-126)。言い換えれば、身辺的ケアがヤングケアラー特有の経験として子ども期に制約をもたらすとしても、ヤングケアラーの子ども期の制約は、そのほかの子どもが経験する制約と具体的にどのように区別できるのか、という批判として理解できる⁵⁾。

その後、Becker et al. (1998) では障害者の権利の視点からの批判が整理されている。この整理から、Olsen らに向けた直接的な応答ではないが、Becker らが批判をどのように受け止めたのかを窺うことができる。下記の通り、少なくともヤングケアラーとほかの子どもとの区別については、Aldridge & Becker (1996) の主張のうち②に相当する主張が述べられている。また、次節で改めて検討するが、ヤングケアラーの要因として、病気や障害だけでなく支援の欠如が強調されている (Becker et al. 1998: 14)。これまで検討してきた一連の議論を踏まえれば、障害者の権利の視点からの批判をある程度受け止め、記述に反映しているものと考えられる。

ケアラーでない子ども、例えば剥奪された貧困家族で生活する子どももまた様々な理由で子ども期に制約を受けるが、子どもケア

ラーは、親の身体的あるいは精神的なインパメント、および [イタリック体原文、下線筆者] これらの状況における親子への支援の欠如との相互作用によって起こる。(Becker et al. 1998: 14)

障害者の権利の視点からの批判に始まる一連の議論の応酬は、子ども／ケアラーの権利と障害者の権利のあいだの葛藤として理解する余地はあるが (Aldridge & Becker 1996)、議論が成熟し一定のコンセンサスが生まれたことで、単純な二項対立では捉えきれなくなった (Olsen 2000)。すなわち、これらの議論を経て、ヤングケアラー研究は家族の視点 (family perspective) を採用するに至った (Becker et al. 1998)。従来のヤングケアラー研究が、ケアを担う子どもを中心に据えつつ家族をあまり視野に入れてこなかったのに対して、家族の視点からのヤングケアラー研究は、子ども自身のニーズを捉えつつ、家族から切り離れた個人としてではなく家族全体のコンテクストのなかで子どもの支援を考える。このような家族の視点は、イギリス保健省によっても「家族全体へのアプローチ (whole family approach)」として採用されることとなり (Becker et al. 1998; 三富 2008)、今日のイギリスのヤングケアラー支援にも継承されている (澁谷 2018)。

(3) ケアを促しケアのアウトカムを決定するという貧困の理解

前項で検討したように、1990年代半ば以降、障害者の権利の視点からヤングケアラーをめぐる議論に批判が加えられた。その際、子どもにケアを促す要因は、病気や障害それ自体ではなく貧困やひとり親という家族構成、支援サービスの利用可能性などによるのだと主張され (Keith & Morris 1995; Olsen 1996)、一定の議論のコンセンサスとして家族の視点へと発展した。

この時期の調査報告としては、ラフバラ大学ヤングケアラー研究グループの Dearden らにより、1995年、1997年、2003年の合計3回にわたって取り組まれた一連の全国調査が知られている

(Dearden & Becker 1995; Dearden & Becker 1998; Dearden & Becker 2004)。ヤングケアラープロジェクトと呼ばれる、イギリス各地で行われた民間中心のヤングケアラー支援の取り組みを対象に、支援している18歳以下のヤングケアラーおよびその支援の取り組みについて調査が行われた。第1回全国調査では最終的に641人、第2回では2,303人、第3回では6,178人が対象となった。加えて、そのヤングケアラーの一部にインタビュー調査が行われた。年齢、ジェンダー、エスニシティ、家族構成、ケアの受け手との関係、ケアの受け手の病気や障害の性質、ケアのタスクや責任、などのいくつかのテーマについて量的データを得た。ほかに、ケアの影響やサービス利用、プロジェクトへの認識についても検討された。貧困や所得を直接取り上げるデータはないが、家族構成や親の雇用率から貧困が示唆される。ひとり親世帯の割合は第1回で60%、第2回で54%、第3回で56%と、いずれも半数を超える (Dearden & Becker 1995; Dearden & Becker 1998; Dearden & Becker 2004)。2003年の第3回全国調査では、新たな調査項目にケアニーズのある親の雇用率が加わったが、雇用率はわずか4%であった (Dearden & Becker 2004: 6)。

調査報告の記述をみる限り、前項で取り上げた「障害者の権利」の視点からの批判を経て、貧困や低所得がヤングケアラーにかかわる重要な要因として言及されてゆくことが分かる。

1998年には、病気や障害自体の影響をいくらか支持しつつも、外的な支援の利用可能性と性質といった社会的要因が中心的に取り上げられ始める (Becker et al. 1998: 21-26)。その後、子どもにケアを促す要因あるいはケアのアウトカムを決定する要因の列挙のなかに、次のように貧困や所得が明記されるようになった (Dearden & Becker 1998: 35, 43; Dearden & Becker 2000: 13)。例えば、「これらの要因は以下を含んでいる：親の（あるいはほかの家族の）病気や障害の性質と程度；家族構成；ジェンダーと同居；地位とパワー；貧困；そして決定的に重要なことに、外的な支援サー

ビスの利用可能性と性質」(Dearden & Becker 1998: 35)と述べられた。さらに2000年の文献の一部では、「決定的に重要」な要因について、従来の「支援サービスの利用可能性や性質」に加えて新たに「家族の所得の水準と十分性」が並べられた。

親の病気や障害の性質や家族構成は重要であり、相互に関連した影響を与えているが、それらはヤングケアラーの脆弱性と移行の経験を部分的に説明しているにすぎない。…[略]…専門的なサービスや支援の受け取り、質、タイミング、および、家族の所得の水準と十分性が決定的に重要である。…[略]…著者ら〔筆者注—ここではDearden & Becker (1998)などを念頭に置いていると考えられる⁶⁾〕は、家族に焦点を当てた、専門家による積極的で支援的な介入がないことが、しばしば不十分な所得と組み合わせさせて、子どもや若者のケアに関連した負のアウトカムを引き起こす原因であると結論づけている。(Becker et al. 2000: 16)

このように1990年代には、貧困や低所得が、子どもにケアを促すあるいはケアを担うことのアウトカムを決定する重要な要因として言及され始めた。このような貧困の理解は2000年代以降も支持され、次節にて取り上げる研究の基礎となっている。イギリス、オーストラリア、アメリカ、サハラ以南アフリカにおけるヤングケアラー研究のレビューを行ったBecker (2007)によれば、他国のヤングケアラーにも、Beckerらのフレームワークで提示された相互に関連する多数の要因 (Becker et al. 1998: 21-26) が当てはまると示唆される (Becker 2007: 34)。すなわち、選択肢と所得の欠如は、特に手頃な価格で利用できる医療・社会的ケアサービスがほとんどないという状況下で、発展途上国においても先進国においても、多くの低所得世帯の子どもたちに実質的で定期的なケアを引き受けることを余儀なくさせるのである

(Becker 2007: 44)。

(4) ケアを担う子ども・若者の移行経験と貧困

2000年代には、主に S. Becker のかかわるケアを担う子ども・若者の移行経験についての一連の研究のなかで、貧困や低所得が取り上げられてきた。

Dearden & Becker (2000) は、ヤングケアラーズプロジェクトが把握する、ケアを現在担っているあるいはケアを担った経験のある 16 歳から 25 歳の若者 60 人にインタビュー調査を行い、ケアを担う若者の成人期への移行経験を検討した。インタビューテーマのなかに所得や給付が含まれたことは、それ以前の研究とは異なり特筆に値する。すなわち、「子どもがケアを担うことについての研究は、若者の経験と役割に焦点を当てる代わりに、ほとんど社会経済的地位を扱ってこなかった。子どもや若者がつねに研究の焦点であったので、…[略]…親については、病気の状態と支援の程度以外には、ほとんど情報が集められてこなかった」(Dearden & Becker 2000: 13-14)。調査結果については、ヤングケアラー家族のほとんどが賃貸住宅に住み、親が就業している家族は限られており、高度な仕事に就いている人はごくわずかだった。親が家族を貧困から守るために働くことは、ケアのタスクを子どもに残すことになりうるというトレードオフの関係が示唆された(同上: 13-14)。

その後 Becker & Becker (2008) は、16 歳から 24 歳のケアを担う若者を「ヤングアダルトケアラー」という枠組みで定義し、彼らの移行経験について調査研究を行っている。これらの報告によれば、ヤングケアラーやヤングアダルトケアラーにとって、ケア責任と有給の仕事、教育のバランスを取ることは困難であった(Dearden & Becker 2000: 23-24; Becker & Becker 2008)。ヤングケアラーは、ケア責任のもとで有給の仕事を探したり継続したりする時間的余裕が限られるため、実家でケアを続けながら働ける地元の仕事や、あるいは保育や看護などケアに関連する内容の仕事に惹かれていた(Becker & Becker 2008: 42-43)。教

育についても、大学に通っていたヤングアダルトケアラーのほとんど全員が教育維持手当⁷⁾を受給しており、彼らにとって重要な収入源となっていたが、ケアのために出席率が低下し教育維持手当の受給が脅かされるというジレンマも見られた。あるいは、給付金の額が家族のニーズに合っていなかったり、親が十分にお金を管理できなかったりするために、自由に使えるお金を持つことができない人や、自分の教育維持手当で家族の所得を補う人もいた(Dearden & Becker 2000: 23-24; Becker & Becker 2008: 45)。このような状況で、ヤングアダルトケアラーが語るキャリアへの期待は、しばしば彼らがケアする相手のニーズに結びつき、短期的なものにとどまっていた(Becker & Becker 2008: 49)。

(5) 統計分析を用いたヤングケアラーの貧困や剥奪の検討

2010年代に入ると、ラフバラ大学ヤングケアラー研究グループのメンバー間での共著の文献はほとんど見当たらなくなる。一方で、統計分析を用いてヤングケアラーの貧困あるいは剥奪を検討する調査研究が現れる。本稿の目的に基づき、これらの調査研究についても取り上げる。

まず、2010年代のスコットランドにおけるヤングケアラーを対象とした調査研究を取り上げる。それらの結果からは、ヤングケアラーと同世代のケアラーでない子ども間の社会経済的な差異や、ヤングケアラーの間でさえ社会経済的な要因によってケアの状況が変わりうることが示唆される。

Watt et al. (2017) は、全国のヤングケアラー支援グループを通じて質問紙ベースの調査を行い、「学齢期の子どもの健康行動調査(Health Behavior in School-Aged Children: HBSC)」におけるスコットランドのコホートと比較しつつ分析を行った。その結果、スコットランドの最も剥奪された 15%の地域⁸⁾に、調査に回答したヤングケアラーの約 27%が住んでいた。この値は、この年齢層の若者の全国的な割合である約 15%や、HBSC のサンプル全体の 11.5%よりも高く、ヤン

グケアラーが平均的な若年人口よりも恵まれない環境で生活しているという可能性を示唆する。さらに、週に35時間以上ケアを提供するヤングアダルトケアラー（25歳未満）は、最も剥奪された地域で28%を占めたのに対し、最も剥奪されていない地域では17%であった（Watt et al. 2017）。

Robison et al. (2017) は、2014/2015年に実施された国民保健サービス・グレートグラスゴーおよびクライド（National Health Service Greater Glasgow and Clyde: NHSGCC）の第3回グラスゴー中等学校調査の二次分析を行った。全体的に、ヤングケアラーは、貧困と不利益をみるための項目において大きな割合を占める傾向にあった。例えば、ヤングケアラーは、ケアラーでない子どもよりも、無料の学校給食を受け取っていた（それぞれ33.1%、21.1%）。またヤングケアラーは、ケアラーでない子どもと比べて、自分の寝室をもっていなかった（それぞれ28.6%、24.2%）。

さて、これらのスコットランドにおける調査研究のほかに、ヤングケアラーの貧困率を検討した貴重な研究として、Vizard et al. (2019) がある。Vizardらによれば、ヤングケアラーと貧困の関連性は指摘されてきたものの、ヤングケアラーに関する研究と子どもの貧困に関する研究の間にはほとんど相互交流が見られなかった。そのため、子どもの貧困に関する調査研究に広く採用されている指標でヤングケアラーとそのほかの子どもたちの貧困を比較できず、ヤングケアラーが貧困測定の見落としから見落とされているという課題が生じていた（Vizard et al. 2019: 1837-38）。そこでVizardらは、家庭資源調査（Family Resources Survey: FRS）と平均所得未満世帯調査（Household Below Average Income: HBAI）からのデータを用いて、5歳から19歳のヤングケアラーと同定された子どもの、相対的低所得などの4つの指標における貧困率を推計した。その結果、ヤングケアラーの貧困率はそのほかの子どもの貧困率よりも高く、低所得と物質的剥奪を組み合わせた指標などにおいて10%水準で有意であった。加えて、金融危機、景気後退、緊縮財政

の開始と重なる期間でのヤングケアラーの貧困のアウトカムの変動について検討を行った。2005/06-2007/08年と2013/14-2015/16年の結果を比較すると、そのほかの子どもたちの貧困率が改善したのに対し、ヤングケアラーでは継続的な改善が見られず、金融危機、景気後退、緊縮財政によってヤングケアラーと貧困の関連性が強化されているという示唆が得られた（Vizard et al. 2019）。

4. 貧困家族の経験に関する研究

ここまで、イギリスのヤングケアラー研究が貧困に関してどのような議論や言及を行ってきたかを検討した。ヤングケアラー研究では、子どもにケアを促す要因やケアを担うことのアウトカムを決定する要因として、程度の差はあれ20年以上にわたって、貧困の重要性が指摘されてきた。しかし一方で、ヤングケアラーの貧困や所得に焦点を当てた研究が十分に組み込まれてきたとは言い難い。ヤングケアラーについて25年間のレビューを行い現状と課題を整理したAldridge (2018) が述べるように、「注目すべきことに、年齢は別として、社会階級やエスニシティといったヤングケアラー集団のほかに特定の側面や特徴に焦点を当てた研究はほとんどない」（Aldridge 2018: 157）。

ところで、筆者がイギリスのヤングケアラー研究が貧困に関してどのような議論や言及を行ってきたかを検討しようと考えたそもその動機は、ケアを担う子どもとその家族の貧困経験や資源のやりくりについて検討を深めるといったものであった。この動機に基づき、補足的に、ヤングケアラー研究とは異なる文脈をもつイギリスの貧困研究では、ヤングケアラーを含むケアを担う子どもについてどのような議論がなされているのかを検討する。

まずは、T. Ridgeによる一連の研究を取り上げたい。Ridge (2002) は、「子ども中心アプローチ」から子どもの貧困の経験を検討したことで、日本の貧困研究において広く知られている。そのなか

で Ridge は、イギリスにおける子どもの貧困の現状として、障害児者や長期間病気の状態にある大人がいる家族で生活する子どもに言及する。すなわち、本稿にて取り上げた Becker らの論考を参照しつつ、「こうした家族では、子どもたちは家族と、貧困の経験とその継続期間を共有しているだけでなく、幼いうちから介護の負担を負っていることもある (Becker et al. 1998)」(Ridge 2002: 訳書 57) と述べ⁹⁾、彼らを「低所得の家族出身の子どもたちの中でも最も見えにくい存在の子どもたちである」と評価する (同上: 訳書 57)。

Ridge (2009) による子どもと家族の貧困経験についての文献レビューでは、子どもは受動的ではなく能動的な家族の一員であり、家庭内での貧困の経験を調整し管理する上で重要な役割を果たすことが示唆されている。Ridge は、低所得世帯の子どもが引き受ける「追加的責任 (additional responsibility)」(Ridge 2009: 3, 56) という項目を立て、低所得で就労する家族の子どもたちが、家事やケアなど家庭内での追加的責任を負ったり、家庭での経済的なプレッシャーを和らげ自分のお金を手に入れるために自ら有給の仕事に就いたりすることが多かったとまとめている。そのなかで、ヤングケアラーについても検討を行っている。例えば Becker & Becker (2008) を参照しつつ、余暇活動への参加にあたっての厳しい制約や、あるいは食料を買う経済的余裕のないとき、病気の母親が食べられるように自分は空腹に耐えて、家族の病気について不安を抱くといった、貧困がヤングケアラーにもたらす追加的な重圧を取り上げている (Ridge 2009: 39)。

このような子どもの「追加的責任」の一部については、雇用ベースの福祉政策がひとり親世帯の母子にどのような影響を与えるのか評価することを目的とする Millar と Ridge による一連の研究において、より踏み込んだ分析が行われた。Millar らは、「賃労働を日常の家族の実践に組み込むことを目的とした努力の共有」である「ファミリー・ワーク・プロジェクト (family-work project)」という枠組みを提示している (Millar &

Ridge 2013: 566; 熊谷 2021: 2-3)。この枠組みは、就労とケアを持続させることが個人だけでなく全体として家族を積極的に巻き込む様子をとらえており、ケアを担う子どもと家族の貧困経験を考えるための示唆に富んでいる。

続いて、貧困家族の経験については、ヤングケアラーへの直接的な言及こそわずかだが、北アイルランドの貧困家族にインタビュー調査を行った Daly & Kelly (2015) の研究も参考になる。調査対象となった貧困世帯の多くに健康状態の優れない家族がいたことや、祖母や年下のきょうだいの世話をする子どもについて子ども自身が望んでやっていると親は考えていたことは、従来のヤングケアラー研究の知見と合致するところである。また、動的な実践としての家族に貧困がどのように関わっているかを検討している点が特徴的で、貧困のなかで親が愛に満ちたものとして家族を表象したり、親自身のアイデンティティを子どもに投げたりする場面があることを明らかにしている (Daly & Kelly 2015)。貧困のなかでの緊密な家族実践において、ともすれば、愛の労働であるケアから子どもが離れることはいっそう難しくなるのではないかと思われる。

そのほかの文献レビューには Treanor (2020) を挙げたい。Treanor は、子どもの貧困に関する体系的な整理のなかで、「逆境と貧困」という章を設け、特定の逆境に直面しながら最も高い貧困リスクにさらされている子どもたちを取り上げている。その具体例としてヤングケアラーを筆頭に挙げ、貧困が次の3つの点でヤングケアラーの状況に関連すると述べる¹⁰⁾。第1に、ヤングケアラーはそうでない子どもよりも貧困のなかで生活する可能性が高いこと、第2に、ケアの程度と地理的剥奪 (area deprivation) の関係があること。第3に、ケア提供のコストが高く、家族が貧困に陥るきっかけとなりうることを指摘する (Treanor 2020: 161)。Treanor はスコットランド・ヘリオットワット大学所属の研究者であり、従来のヤングケアラー研究で取り上げられることの少ない¹¹⁾、上述の Watt らや Robison らスコットランドの研

究文脈を参照しつつヤングケアラーを説明している。ヤングケアラーの貧困や剥奪に関して、スコットランドからの実証的な知見を付け加えているものと評価できる。

このように、ヤングケアラーについて正面から取り上げる貧困研究は数少ないが、ケアを担う子どもとその家族の貧困経験を検討するにあたって貴重な示唆を提供している。

5. 今後の課題

本稿の目的は、イギリスのヤングケアラー研究が貧困に関してどのような議論や言及を行ってきたかを検討することであった。ヤングケアラーの貧困や低所得は、1990年代のAldridgeらによる調査研究において早くから指摘されていた。さらに1990年代半ば以降、「障害者の権利」の視点からの批判を経て、子どもにケアを促すあるいはケアのアウトカムを決定する重要な要因の1つとして、貧困が言及されるようになってきた。

しかし一方で、ヤングケアラーの貧困や所得に焦点を当てた研究は、移行経験に関する部分的な検討は見られるものの、ほとんど取り組まれていないといえる。結果として、ケアを担う子どもとその家族の貧困経験がどのようなものであるか、言い換えれば、子どもと家族がどのように貧困を受け止め対処しようとし、資源のやりくりを含む家族実践のなかでいかにして子どもがケアを担うのかについては、不明瞭なままである。

したがって、ヤングケアラーを含むケアを担う子どもとその家族の貧困経験や資源のやりくりについて、今後検討を深めたい。その際、ケアや所得に関する社会保障制度のあり方を踏まえたうえで、ケアを担う子どもと貧困の(非)関連性を議論する必要がある。例えば、ケアのための費用を家計からどの程度支払わなければならないのか、また、低所得の水準とその場合の費用負担がどうなっているのか、といった点を整理すべきである。この課題の検討は、日本だけでなくイギリスのヤングケアラー研究や貧困研究にも資すると考える。

注

- 1) 本稿における貧困とは、A. Senのいうケイパビリティ (Sen 1992) の不足ではなく、あくまで直接的には、所得などの経済的資源の不足を意味する。ただし、ヤングケアラー家族の経済的資源の不足を検討する際の視点として、ケイパビリティを念頭に置くことは効果的であると考えられる。Senが指摘するように、「経済的手段が十分であるかどうかは、所得や資源を潜在能力に変換できる可能性を抜きにしては評価できない」(Sen 1992: 訳書 194-195) のであり、「貧困に陥らないために十分な所得とは、個人の身体的な特徴や社会環境によって異なる」(同上: 195) ためである。このように貧困を捉える視点は、本稿にて取り上げるBeckerらの知見と重なる。
- 2) 注1に加えて、ブレア政権成立後に比較的注目を集めた、ケアを担うことに伴う労働市場などからの社会的排除や、それに関連する成人のケアラーの経済的困窮 (The Secretary of State for Social Security 1999; Howard 2001) についても、ヤングケアラー家族の貧困との関連は大きいと思われるが、本稿の直接的な検討対象には加えていない。
- 3) Beckerは2006年にノッティンガム大学へ異動しており、このことが研究グループとしての活動に影響を与えていると思われる。
また、本稿第3章にて取り上げるBecker (2007) やBecker & Becker (2008) は、厳密にはラフバラ大学ヤングケアラー研究グループとしてのBeckerの著作ではない。ただし本稿では、これら2つの文献が同研究グループ在籍当時の著作を特に参照しているという点を考慮し、その延長線上にあるものとして取り扱っている。
- 4) 障害者の権利の視点からの批判とそれに対する応答は、日本においても、三富 (2008) などによって紹介されたことがある。三富は、調査方法と政策方向の主に2点に対する批判としてまとめ、Aldridgeらの応答を取り上げたうえで、家族全体へのアプローチ (whole family approach) という新たな政策上の見地を切り開いたと評価する (三富 2008: 285-288)。一方で本稿では、貧困に関してど

のような議論や言及を行ってきたかを検討するという目的のもとで、ヤングケアラー定義をめぐる論点に踏み込んで検討を行っている。このような整理は管見の限り見当たらず、イギリスにおける議論の再評価という点で有意義であると考えられる。

- 5) 病気や障害のある家族員はいないが貧困などに応じて過重な責任や役割を引き受ける子どもとヤングケアラーとをどのように考えるかという論点について、補足しておきたい。この点は日本のヤングケアラーをめぐる議論においても曖昧であり、ヤングケアラーが政策課題として浮上りつつある現在、検討すべき論点の1つである(亀山 2021)。

本稿で取り上げたように、イギリスでは障害者の権利の視点から、大家族で子どもが担う高度な家事の負担と、障害のある大人をもつ家族で子どもが担う高度な家事の負担とをどのように区別するのか(Olsen 1996: 44)、といった指摘がなされた。しかし、その後必ずしも議論が深められたわけではない。例えば、2000年以降、障害者の権利の視点からの批判の検討が行われた(Newman 2002; Aldridge & Wates 2005)が、ヤングケアラー定義をめぐるこの論点については触れられていない。

このような子どもの責任と負担の関係について、近年のイギリスの研究では、Beckerも参加するJoseph et al. (2020)の論考が検討を行っている。Josephらによれば、3つの同心円のモデルを用いることで、子ども・若者がケアを担うことをうまく概念化でき、それぞれが異なるニーズをもつ政策的ターゲットであると認識できるという。最も広い円は、「配慮する若者(young people who care about)」すなわち、最低限の家事活動で親族を助けるが、ケアを担わない人と同程度の活動をする若者を含む。次に、「ケアをする若者(young people who care for)」すなわち、家事活動だけでなくより専門的・医療的な役割を担っているが、社会的・教育的活動に過度に支障をきたさない程度の責任を負う若者が当てはまる。最後の最も狭い円は、「自身がケアを必要としている若者(young people who themselves need care)」すなわち、ケアラーでない段階をはるかに超えて、専門的・医療的な活動や情

緒的な仕事を伴うケア活動を引き受けており、社会的・教育的活動への参加が妨げられている若者である(Joseph et al. 2020: 83)。このモデルでは、子ども・若者が担う活動の専門性に対応して、子どもの生活に対する支障も段階的に大きくなると想定されている。そのため、専門的なケアを担う子ども・若者のニーズを把握するにあたっては効果的だが、一方で、上述の論点にある過剰な家事活動によって社会的・教育的活動に支障をきたす場合をうまく考えることができないように見える。

病気や障害のある家族員がおらずとも過剰な家事やきょうだいの世話を引き受けている子ども・若者について、病気や障害のある家族のためにケアを担うことを前提とするヤングケアラー枠組みの内部で考えるべきかどうかは別にしても、把握する必要があるのではないかと考えられる。

- 6) Becker et al. (2000)から筆者が引用した箇所は、Dearden & Becker (2000)を参照して書かれているものと読めるが、一方で議論の内容を見る限り、Dearden & Becker (1998)の内容も念頭に置かれている。

Dearden & Becker (2000)では、Becker et al. (1998)を参照しつつ、貧困がケアを担う子どもとその親のアウトカムを決定するキー変数であると述べられる(Dearden & Becker 2000: 14)。そこでさらにBecker et al. (1998)に当たると、子どもにケアを促す要因の項目名として貧困や低所得が明記されているわけではなく、家族構成や支援の利用可能性といった項目のなかに示唆されているにとどまっていた(Becker et al. 1998: 21-26)。一方で、貧困を項目名として明記する文献にDearden & Becker (1998)があり、この内容も反映されていると考えられる。

- 7) 教育維持手当(Education Maintenance Allowance: EMA)は、低所得世帯の若者が教育や特定の訓練プログラムを継続できるように支援するための、ミーンズテストつきの給付金である。16歳から18歳の若者が請求でき、親の所得に応じて週30ポンドまで受け取ることができる(Becker & Becker 2008: 45)。イングランドでは2011年に廃止され

た。

- 8) 2016年スコットランド複合的剥奪指標 (Scottish Index of Multiple Deprivation: SIMD) のデータに基づく。スコットランド複合的剥奪指標は、地域にまたがって剥奪を測定するための相対的な尺度である。スコットランド地方を6,976のデータゾーンと呼ばれる小地域に分割し、所得、雇用、教育、健康、サービスへのアクセス、犯罪、住居の7領域にわたって剥奪を測定し順位付けする。15%や20%など一定順位以下のデータゾーンに焦点が当てられることが多い (Scottish Government 2020)。
- 9) 訳書における「介護の負担」(Ridge 2002: 訳書 57) は、原文では‘the added responsibilities of caring’ (Ridge 2002: 25) と記述されている。ヤングケアラー研究においてしばしば用いられる表現を踏まえれば、「ケアの追加的責任」などと訳すことができる。
- 10) Treanor (2020) は、ひとり親を取り上げる章にて Ridge (2009) や Millar & Ridge (2013) を参照しつつ子どもの追加的責任に触れているが、それらを Ridge (2009) のようにヤングケアラーに関連付けることはしていないと読める。
- 11) 例えば、文献検討を通して議論の整理を行っている Aldridge (2018) や Joseph et al. (2020) の論考では、スコットランドの研究文脈はほとんど取り上げられていない。

引用文献

- Aldridge, J. (2018) Where are we now? Twenty-five years of research, policy and practice on young carers, *Critical Social Policy*, 38(1), 155-165.
- Aldridge, J. and Becker, S. (1993a) *Children who care: Inside the world of young carers*, Young Carers Research Group, Loughborough University.
- Aldridge, J. and Becker, S. (1993b) Punishing children for caring: The hidden cost of young carers, *Children & Society*, 7(4), 376-387.
- Aldridge, J. and Becker, S. (1996) Disability rights and the denial of young carers: The dangers of zero-sum arguments, *Critical Social Policy*, 16(48), 55-76.
- Aldridge, J. and Wates, M. (2005) Young carers and their disabled parents: Moving the debate on, Newman, T. and Wates, M. eds., *Disabled Parents and Their Children: Building a Better Future*, Barnardo's, 80-99.
- Becker, S. (2007) Global perspectives on children's unpaid caregiving in the family: Research and policy on 'young carers' in the UK, Australia, the USA and Sub-Saharan Africa, *Global Social Policy*, 7(1), 23-50.
- Becker, S., Aldridge, J. and Dearden, C. (1998) *Young Carers and their Families*, Blackwell Science.
- Becker, F. and Becker, S. (2008) *Young Adult Carers in the UK: Experiences, Needs and Services for Carers Aged 16-24*, The Princess Royal Trust for Carers.
- Becker, S., Dearden, C. and Aldridge, J. (2000) Young carers in the UK: Research, policy and practice, *Research Policy and Planning*, 18(2), 13-22.
- Cheesbrough, S., Harding, C., Webster, H., Taylor, L. and Aldridge, J. (2017) *The Lives of Young Carers in England: Omnibus Survey Report*, Department for Education.
- Clay, D., Connors, C., Day, N., Gkiza, M. and Aldridge, J. (2016) *The Lives of Young Carers in England: Qualitative Report to Department for Education*, Department for Education.
- Daly, M. and Kelly, G. (2015) *Families and Poverty: Everyday Life on a Low Income*, Policy Press.
- Dearden, C. and Becker, S. (1995) *Young Carers: The Facts*, Reed Business Publishing.
- Dearden, C. and Becker, S. (1998) *Young Carers in the United Kingdom: A Profile*, Carers National Association.
- Dearden, C. and Becker, S. (2000) *Growing Up Caring: Vulnerability and Transition to Adulthood - Young Carers' Experiences*, Youth Work Press.
- Dearden, C. and Becker, S. (2004) *Young Carers in the UK: The 2004 Report*, Carers UK.

- Howard, M. (2001) *Paying the Price: Carers, Poverty and Social Exclusion*, Child Poverty Action Group.
- Joseph, S., Sempik, J., Leu, A. and Becker, S. (2020) Young carers research, practice and policy: An overview and critical perspective on possible future directions, *Adolescent Research Review*, 5 (1), 77-89.
- 亀山裕樹 (2021) 「ヤングケアラーをめぐる議論の構造—貧困の視点を中心に」『北海道社会福祉研究』 41、35-47.
- Keith, L. and Morris, J. (1995) Easy targets: A disability rights perspective on the 'children as carers' debate, *Critical Social Policy*, 15 (44-45), 36-57.
- 熊谷良介 (2021) 「Millar, J と Ridge, T による母子世帯に対する質的縦断的調査のレビュー」『教育福祉研究』 25、1-7.
- Millar, J. and Ridge, T. (2013) Lone mothers and paid work: The 'family-work project', *International Review of Sociology*, 23(3), 564-577.
- 三富紀敬 (2000) 『イギリスの在宅介護者』ミネルヴァ書房.
- 三富紀敬 (2008) 『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開』ミネルヴァ書房.
- 三富紀敬 (2010) 『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論』ミネルヴァ書房.
- 三富紀敬 (2016) 『介護者支援政策の国際比較—多様なニーズに対応する支援の実態』ミネルヴァ書房.
- 森川美絵 (2008) 「ケアする権利／ケアしない権利」上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・ほか編『ケアその思想と実践 4 家族のケア 家族へのケア』岩波書店、37-54.
- 森田久美子 (2013) 「精神障害の親を介護する子どもに関する研究の展望と動向」『立正大学社会福祉研究所年報』 15、89-106.
- Morris, J. (1997) A response to Aldridge & Becker — Disability rights and the denial of young carers: The dangers of zero-sum arguments, *Critical Social Policy*, 17(51), 133-135.
- Newman, T. (2002) 'Young carers' and disabled parents: Time for a change of direction?, *Disability & Society*, 17(6): 613-625.
- Olsen, R. (1996) Young carers: Challenging the facts and politics of research into children and caring, *Disability & Society*, 11(1), 41-54.
- Olsen, R. (2000) Families under the microscope: Parallels between the young carers debate of the 1990s and the transformation of childhood in the late nineteenth century, *Children & Society*, 14(5), 384-394.
- Olsen, R. and Parker, G. (1997) A response to Aldridge and Becker — 'Disability rights and the denial of young carers: The dangers of zero-sum arguments,' *Critical Social Policy*, 17(50), 125-133.
- Ridge, T. (2002) *Childhood Poverty and Social Exclusion: From a Child's Perspective*, (=2010、渡辺雅男監訳・中村好孝・松田洋介訳『子どもの貧困と社会的排除』桜井書店.)
- Ridge, T. (2009) *Living with Poverty: A Review of the Literature on Children's and Families' Experiences of Poverty*, Department for Work and Pensions Research Report No. 594, HMSO.
- Robison, O., Egan, J. and Inglis, G. (2017) *Young carers in Glasgow: Health, wellbeing and future expectations*, Glasgow Centre for Population Health.
- Scottish Government (2020) *Scottish Index of Multiple Deprivation 2020*, (<https://www.gov.scot/collections/scottish-index-of-multiple-deprivation-2020/>, 2021.3.5).
- Sempik, J. and Becker, S. (2014) *Young Adult Carers at College and University*, Carers Trust.
- Sen, A. K. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press, (=2018、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討—潜在能力と自由』岩波書店.)
- 柴崎智恵子 (2005) 「家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的研究—イギリスの“Young Carers”調査報告書を中心に」『人間福祉研究』 8、125-143.
- 澁谷智子 (2012) 「子どもがケアを担うとき—ヤング

- ケアラーになった人／ならなかった人の語りと理論的考察」『理論と動態』5、2-23.
- 澁谷智子 (2017) 「ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性」『成蹊大学文学部紀要』52、1-21.
- 澁谷智子 (2018) 『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実』中公新書.
- The Secretary of State for Social Security (1999) Opportunity for all: Tackling poverty and social exclusion, *First Annual Report 1999*, Cm4445, The Stationary Office.
- Treanor, M. C. (2020) *Child Poverty: Aspiring to Survive*, Policy Press.
- Vizard, P., Obolenskaya, P. and Burchardt, T. (2019) Child poverty amongst young carers in the UK: Prevalence and trends in the wake of the financial crisis, economic downturn and onset of austerity, *Child Indicators Research*, 12(5), 1831-1854.
- Watt, G., Ibe, O., Edginton, E. and Whitehead, R. (2017) “Coping Is Difficult, but I Feel Proud”: *Perspectives on Mental Health and Wellbeing of Young Carers*, Children & Young People’s Commissioner Scotland.

(北海道大学大学院教育学院・修士課程)